❷ 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書Ｂ用」の７ページから12ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例１】の記載例の書き方（６ページ）を参照して書いてください。

① **提出先、提出日、申告年分**（0□に「1」と書きます。）、空白部分（「確定」と書きます。）

② **住所**（事業所などを含みます。）、**マイナンバー（個人番号）、氏名、性別、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、生年月日、電話番号**（市外局番から書いてください。）

③ **申告の種類**（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます。）

❸ 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例１】の記載例（７ページ）を参照してください。

❹ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

○ **所得から差し引かれる金額**は、「令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書Ｂ用」の13ページから21ページで計算できます。

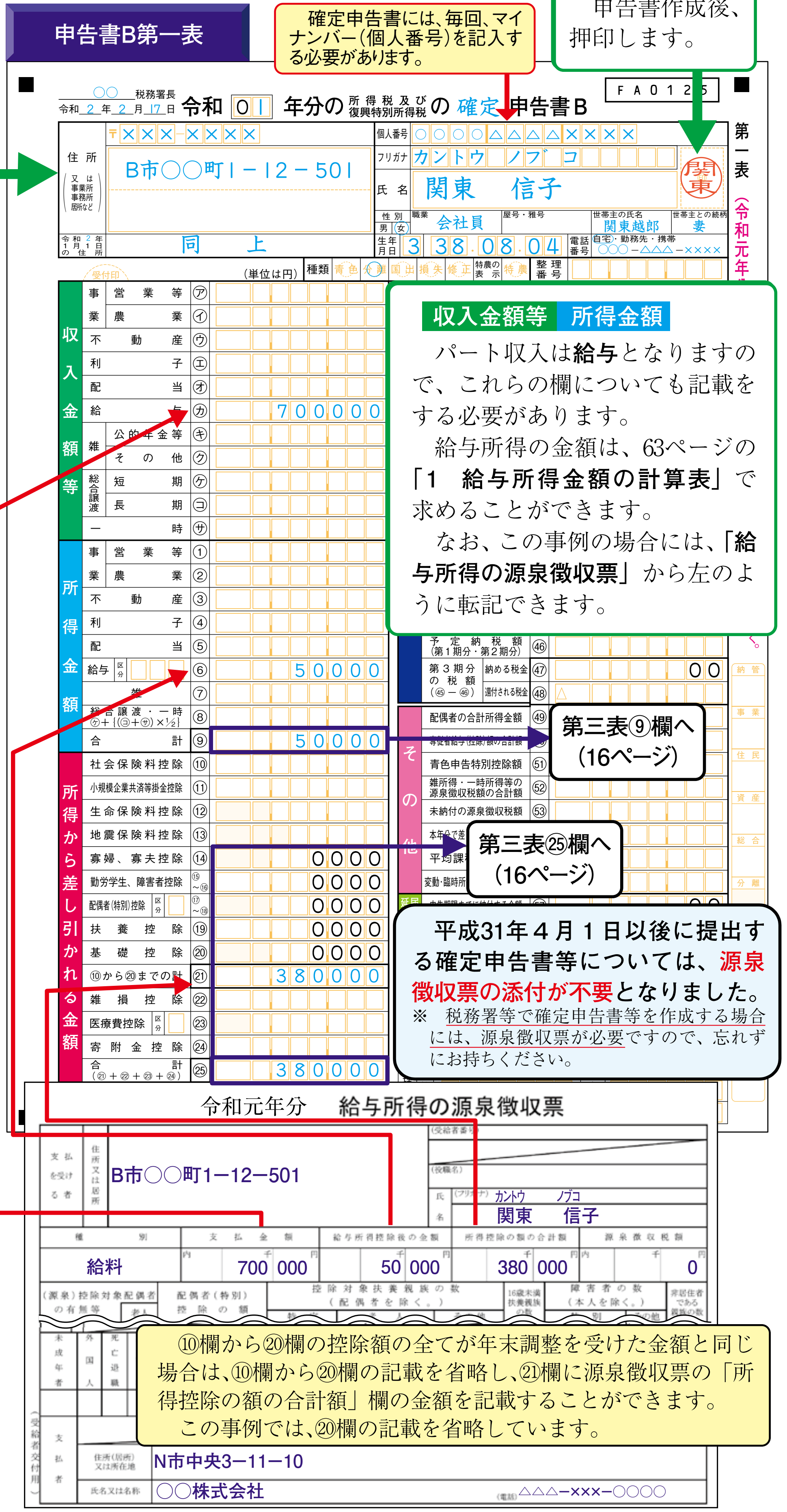

申告書B第一表

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

申告書作成後、押印します。

○○ 税務署長
令和 2 年 2 月 17 日
令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書Ｂ
F A 0 1 2 5
第一表

〒	××× − ××××
住所（又は事業所 事務所 居所など）	B市○○町１－１２－５０１
令和２年１月１日の住所	同　上
個人番号	○○○○△△△△××××
フリガナ	カントウ　ノブコ
氏名	関東　信子
性別	男 [✓ 女]
職業	会社員
屋号・雅号	
世帯主の氏名	関東越郎
世帯主との続柄	妻
生年月日	3 38.08.04
電話番号	[✓ 自宅]・勤務先・携帯 ○○○－△△△－××××
種類	青色 [✓ 分離] 国出 損失 修正 特農の表示

関東

（単位は円）

収入金額等	事業 営業等	㋐	
	事業 農業	㋑	
	不動産	㋒	
	利子	㋓	
	配当	㋔	
	給与	㋕	700000
	雑 公的年金等	㋖	
	雑 その他	㋗	
	総合譲渡 短期	㋘	
	総合譲渡 長期	㋙	
	一時	㋚	
所得金額	事業 営業等	①	
	事業 農業	②	
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与 区分	⑥	50000
	雑	⑦	
	総合譲渡・一時 ㋘＋{（㋙＋㋚）×½}	⑧	
	合計	⑨	50000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑩	
	小規模企業共済等掛金控除	⑪	
	生命保険料控除	⑫	
	地震保険料控除	⑬	
	寡婦、寡夫控除	⑭	0000
	勤労学生、障害者控除	⑮～⑯	0000
	配偶者（特別）控除 区分	⑰～⑱	0000
	扶養控除	⑲	0000
	基礎控除	⑳	0000
	⑩から⑳までの計	㉑	380000
	雑損控除	㉒	
	医療費控除 区分	㉓	
	寄附金控除	㉔	
	合計（㉑＋㉒＋㉓＋㉔）	㉕	380000

予定納税額（第１期分・第２期分）		㊻	
第３期分の税額（㊺－㊻）	納める税金	㊼	00
	還付される税金	㊽	△
その他	配偶者の合計所得金額	㊾	
	専従者給与（控除）額の合計額	(50)	
	青色申告特別控除額	(51)	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(52)	
	未納付の源泉徴収税額	(53)	

収入金額等 **所得金額**

パート収入は**給与**となりますので、これらの欄についても記載をする必要があります。

給与所得の金額は、63ページの「**1 給与所得金額の計算表**」で求めることができます。

なお、この事例の場合には、「**給与所得の源泉徴収票**」から左のように転記できます。

第三表⑨欄へ（16ページ）

第三表㉕欄へ（16ページ）

平成31年４月１日以後に提出する確定申告書等については、源泉徴収票の添付が不要となりました。

※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

令和元年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所	B市○○町1−12−501
氏名（フリガナ）	カントウ　ノブコ
氏名	関東　信子

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料	700 000	50 000	380 000	0

支払者 住所（居所）又は所在地	N市中央3−11−10
氏名又は名称	○○株式会社　（電話）△△△−×××−○○○○

⑩欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑩欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。
この事例では、⑳欄の記載を省略しています。

❺ 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

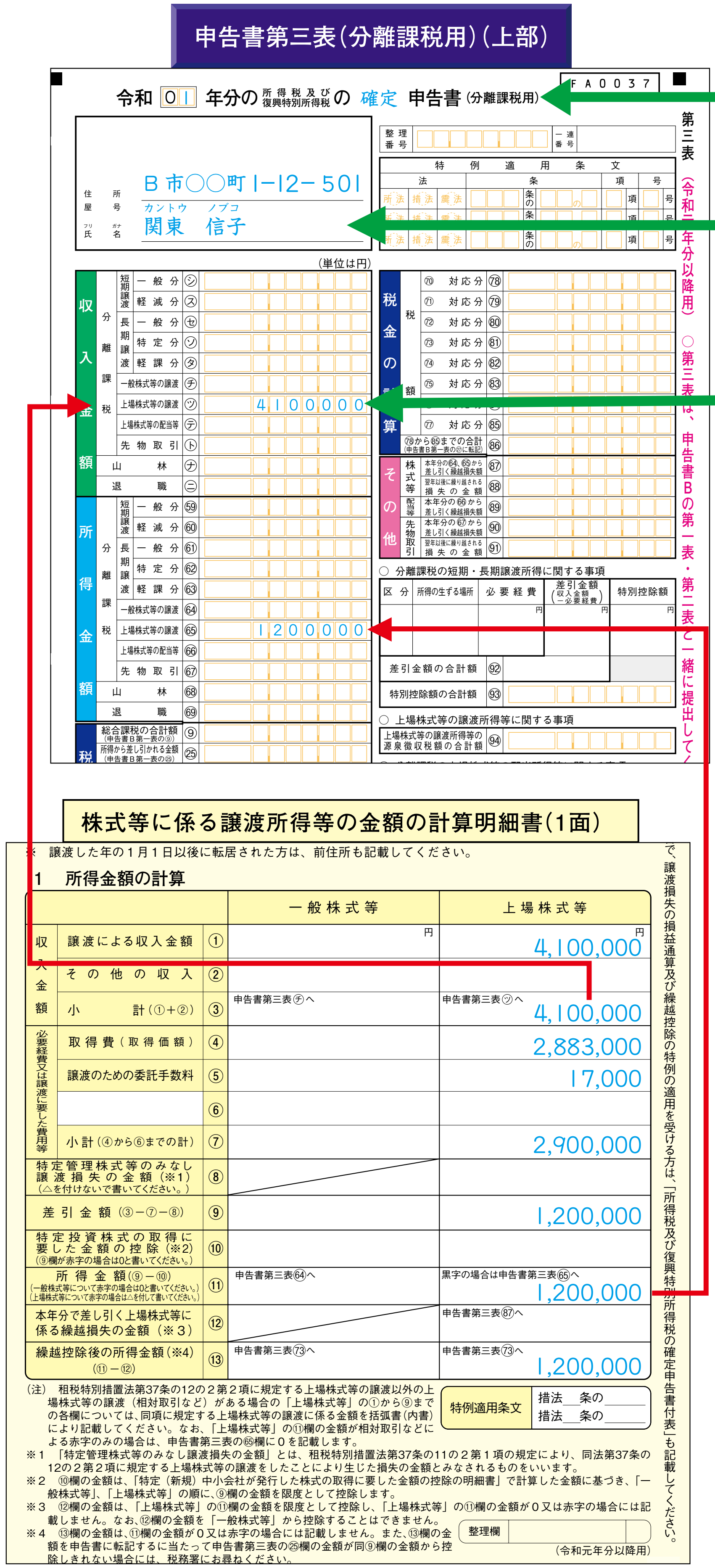

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 01 年分の所得税及び復興特別所得税の 確定 申告書（分離課税用）
F A 0 0 3 7
第三表（令和元年分以降用）

住所・屋号	B市○○町１−１２−５０１
フリガナ	カントウ　ノブコ
氏名	関東　信子

（単位は円）

収入金額	短期譲渡 一般分	㋛	
	短期譲渡 軽減分	㋜	
	長期譲渡 一般分	㋝	
	長期譲渡 特定分	㋞	
	長期譲渡 軽課分	㋟	
	一般株式等の譲渡	㋠	
	上場株式等の譲渡	㋡	4100000
	上場株式等の配当等	㋢	
	先物取引	㋣	
	山林	㋤	
	退職	㋥	
所得金額	短期譲渡 一般分	(59)	
	短期譲渡 軽減分	(60)	
	長期譲渡 一般分	(61)	
	長期譲渡 特定分	(62)	
	長期譲渡 軽課分	(63)	
	一般株式等の譲渡	(64)	
	上場株式等の譲渡	(65)	1200000
	上場株式等の配当等	(66)	
	先物取引	(67)	
	山林	(68)	
	退職	(69)	
税	総合課税の合計額（申告書Ｂ第一表の⑨）	⑨	
	所得から差し引かれる金額（申告書Ｂ第一表の㉕）	㉕	

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書（1面）

※ 譲渡した年の１月１日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	円 4,100,000
	その他の収入	②		
	小計（①＋②）	③	申告書第三表㋠へ	申告書第三表㋡へ 4,100,000
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④		2,883,000
	譲渡のための委託手数料	⑤		17,000
		⑥		
	小計（④から⑥までの計）	⑦		2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額（※1）（△を付けないで書いてください。）		⑧		
差引金額（③－⑦－⑧）		⑨		1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額の控除（※2）（⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。）		⑩		
所得金額（⑨－⑩）（一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。）（上場株式等について赤字の場合は△を付して書いてください。）		⑪	申告書第三表(64)へ	黒字の場合は申告書第三表(65)へ 1,200,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額（※3）		⑫		申告書第三表(87)へ
繰越控除後の所得金額（※4）（⑪－⑫）		⑬	申告書第三表(73)へ	申告書第三表(73)へ 1,200,000

（注） 租税特別措置法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡（相対取引など）がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書（内書）により記載してください。なお、「上場株式等」の⑪欄の金額が相対取引などによる赤字のみの場合は、申告書第三表の(65)欄に０を記載します。

特例適用条文　措法＿条の＿＿＿　措法＿条の＿＿＿

※１ 「特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の２第１項の規定により、同法第37条の12の２第２項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

※２ ⑩欄の金額は、「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一般株式等」、「上場株式等」の順に、⑨欄の金額を限度として控除します。

※３ ⑫欄の金額は、「上場株式等」の⑪欄の金額を限度として控除し、「上場株式等」の⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。なお、⑫欄の金額を「一般株式等」から控除することはできません。

※４ ⑬欄の金額は、⑪欄の金額が０又は赤字の場合には記載しません。また、⑬欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の㉕欄の金額が同⑨欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

整理欄

（令和元年分以降用）

で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表」も記載してください。

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 **所得金額**

「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」から転記してください。

☞ **添付書類**

「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

1 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
　○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 注

2 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合
　○ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 注
　○ 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）

注 申告をする取引が一の特定口座のみの場合
「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

❻ 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の**所得金額**「⑨合計」欄に記載した金額（14ページ参照）と**所得から差し引かれる金額**「㉕合計」欄に記載した金額（14ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑨欄の金額 － ㉕欄の金額 ＝ A として

A の金額が黒字の場合

A の金額を(70)欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に(59)欄から(69)欄までの金額を、対応する(71)欄から(77)欄に**それぞれの金額ごとに 1,000 円未満の端数を切り捨てて**書いてください。

A の金額が赤字の場合

引ききれなかった A の金額については、原則として、(59)欄から(69)欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する(71)欄から(77)欄に**それぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて**書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合（赤字の場合も含みます。）は記入の必要はありません。

この事例の場合、**㉕欄の金額**（380,000円）**が⑨欄の金額**（50,000円）**から引ききれませんから**、その引ききれなかった金額（330,000円）を(65)欄の金額（1,200,000円）から引き、その残額である870,000円を(73)欄に書きます（(73)欄には、**「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」**の**⑬欄から直接転記はしません**。）。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

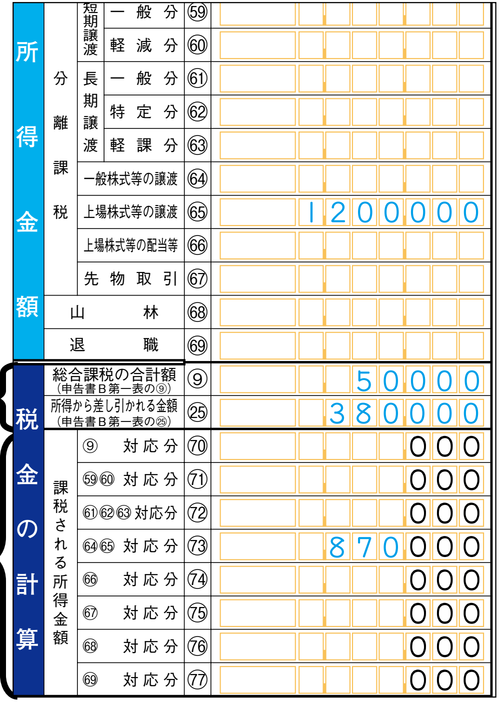

				番号	金額
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	(59)	
			軽減分	(60)	
		長期譲渡	一般分	(61)	
			特定分	(62)	
			軽課分	(63)	
		一般株式等の譲渡		(64)	
		上場株式等の譲渡		(65)	1200000
		上場株式等の配当等		(66)	
		先物取引		(67)	
	山林			(68)	
	退職			(69)	
税金の計算	総合課税の合計額（申告書B第一表の⑨）			⑨	50000
	所得から差し引かれる金額（申告書B第一表の㉕）			㉕	380000
	課税される所得金額	⑨	対応分	(70)	000
		(59)(60)	対応分	(71)	000
		(61)(62)(63)	対応分	(72)	000
		(64)(65)	対応分	(73)	870000
		(66)	対応分	(74)	000
		(67)	対応分	(75)	000
		(68)	対応分	(76)	000
		(69)	対応分	(77)	000

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

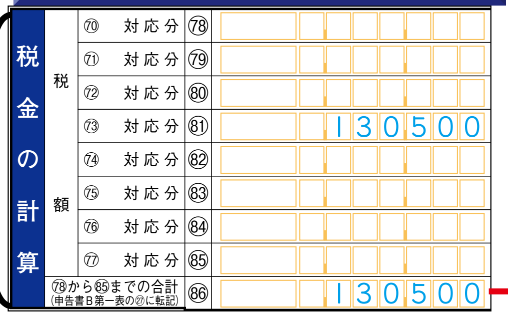

				番号	金額
税金の計算	税額	(70)	対応分	(78)	
		(71)	対応分	(79)	
		(72)	対応分	(80)	
		(73)	対応分	(81)	130500
		(74)	対応分	(82)	
		(75)	対応分	(83)	
		(76)	対応分	(84)	
		(77)	対応分	(85)	
	(78)から(85)までの合計（申告書B第一表の㉗に転記）			(86)	130500

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%（他に住民税５%）ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

	課税される所得金額（(73)欄）		所得税の税率		分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】	870,000円	×	0.15	＝	130,500円

……（(81)欄に書きます。）

申告書の作成は
国税庁ホームページで!!
確定申告
検索

---

❼ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用**」の21ページから26ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右部）

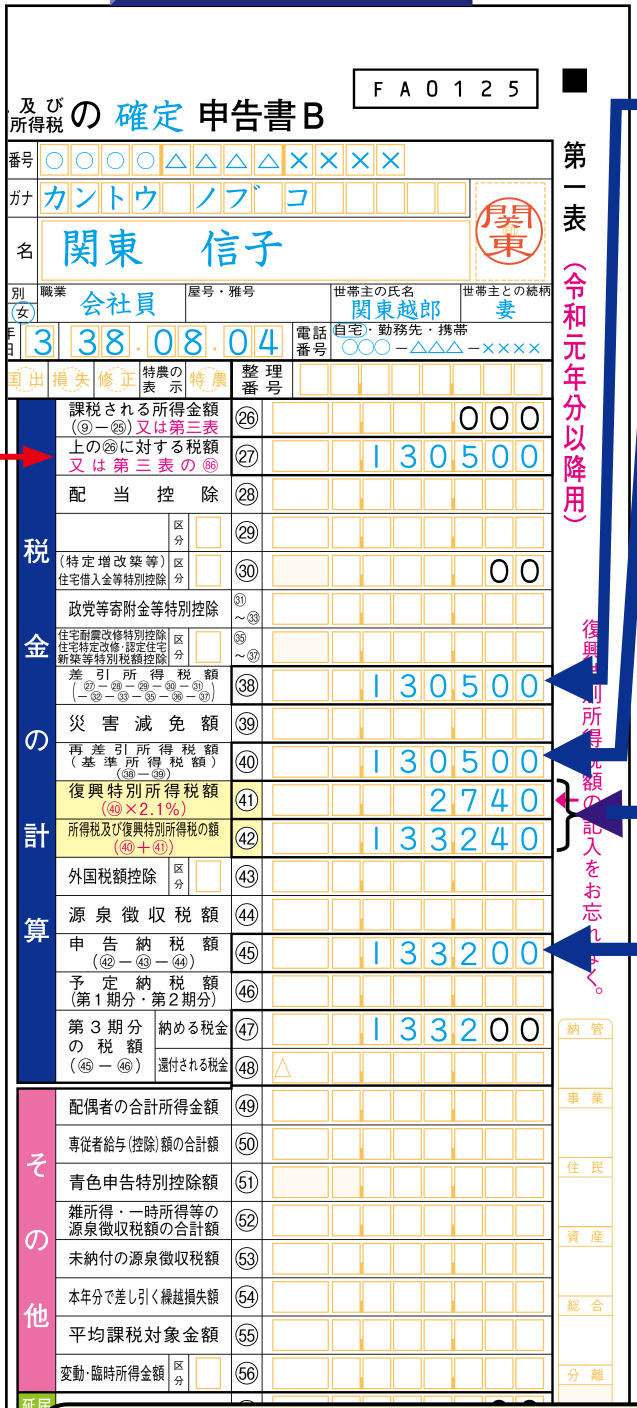

及び所得税の 確定 申告書B

F A 0 1 2 5

第一表（令和元年分以降用）

番号	○○○○△△△△××××
ガナ	カントウ ノブコ
名	関東 信子
別	女
職業	会社員
屋号・雅号	
世帯主の氏名	関東越郎
世帯主との続柄	妻
日	3 38.08.04
電話番号	自宅・勤務先・携帯 ○○○－△△△－××××
国出 損失 修正 特農の表示 特農	
整理番号	

関東

		番号	金額
税金の計算	課税される所得金額（⑨－㉕）又は第三表	㉖	000
	上の㉖に対する税額 又は第三表の(86)	㉗	130500
	配当控除	㉘	
	区分	㉙	
	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除 区分	㉚	00
	政党等寄附金等特別控除	㉛～㉝	
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除 区分	㉟～㊲	
	差引所得税額（㉗－㉘－㉙－㉚－㉛－㉜－㉝－㉟－㊱－㊲）	㊳	130500
	災害減免額	㊴	
	再差引所得税額（基準所得税額）（㊳－㊴）	㊵	130500
	復興特別所得税額（㊵×2.1%）	㊶	2740
	所得税及び復興特別所得税の額（㊵＋㊶）	㊷	133240
	外国税額控除 区分	㊸	
	源泉徴収税額	㊹	
	申告納税額（㊷－㊸－㊹）	㊺	133200
	予定納税額（第１期分・第２期分）	㊻	
	第３期分の税額（㊺－㊻） 納める税金	㊼	133200
	還付される税金	㊽	△
その他	配偶者の合計所得金額	㊾	
	専従者給与（控除）額の合計額	㊿	
	青色申告特別控除額	(51)	
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	(52)	
	未納付の源泉徴収税額	(53)	
	本年分で差し引く繰越損失額	(54)	
	平均課税対象金額	(55)	
	変動・臨時所得金額 区分	(56)	

復興特別所得税額の記入をお忘れなく。

転記します。

㊳ 差引所得税額

㉗欄に転記した税額から㉘欄、㉙欄、㉚欄、㉛～㉝欄、㉟～㊲欄を差し引いた金額（赤字のときは0）を書いてください。

㊵ 再差引所得税額（基準所得税額）

㊳欄の金額から「㊴災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

㊶ 復興特別所得税額、**㊷ 所得税及び復興特別所得税の額**

㊵欄の金額に**2.1%を乗じた金額**を㊶欄に書いてください。

また、㊵欄の金額と㊶欄の金額の合計額を㊷欄に書いてください。

㊺ 申告納税額

㊷欄の金額から「㊸外国税額控除」、「㊹源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ☞ 100円未満の端数を切り捨てた金額（100円未満のときは0）を書きます。

赤字の場合 ☞ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》

この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、**妻の合計所得金額**（６、９ページ参照）**は給与所得の金額（５万円）と上場株式等に係る譲渡所得等の金額（120 万円）の合計 125 万円となります**ので、**夫の所得税の計算上、「配偶者控除」**（８ページ参照）**の適用は受けられなくなります。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。**

☞ **振替納税**

申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和２年３月16日（月）までに「**令和元年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書 B 用**」の39ページの**「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」**（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を手引きから切り離した上、必要事項を記入し、預貯金口座の届出印を押印して確定申告書と一緒に所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください。既に振替納税をご利用の方は提出の必要はありませんが、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。